資料１

望ましい経営形態（案）

案１＝地方独立行政法人を選択	案２＝指定管理者が具体的にならないと、独法・指管に優劣はつけられない。そのための取組みを提案。
部会としては、市民病院の課題解決のために地方独立行政法人へ移行することが必要であるとの結論に至りました。理由は、次のとおりです。 ○地方公営企業法の全部適用は、制度上は事業管理者に権限が移譲されるものの、他の例では病院への権限移譲が進まず、迅速で柔軟な経営が実現できていない。公営企業であることの制約が状況悪化の原因の多くを占めており、全部適用への移行では当院の課題解決は困難であると考える。 ○指定管理者制度は、政策医療の確保や地域との機能分担・連携、京都府立医科大学の医師確保への協力、経営破綻や撤退の懸念などについて不安要素があり、具体的な管理者候補やその実績等が明確にならなければ、部会としての評価は困難である。また現在の職員がいったん退職する必要があるなど、雇用環境の変化が大きいことも懸念された。 ○地方独立行政法人は、指定管理者制度より迅速性等で劣り、経営管理の人材確保などが懸念されるものの、現状より経営権限と責任の所在が明確となり、迅速かつ柔軟に運営することが可能になる。職員は公務員の身分を離れるものの、新法人に移行することとなり、指定管理者制度と比べると雇用環境の変化は小さい。 ○地方独立行政法人に移行する場合の留意事項として、施設・設備を法人が保有することとなり、指定管理者制度と比べて法人の財政負担が大きくなる（新法人が財政的に自立しなければ、医療機器の更新や将来の建て替えが不可能になる）こと、職員の不安をできる限り取り除くよう配慮すること等があげられる。	部会としては、地方公営企業から迅速かつ柔軟に病院を運営できる形態に転換すること、経営形態は地方独立行政法人と指定管理者制度のいずれかを選択することとの結論に至りました。理由は次のとおりです。 ○地方公営企業法の全部適用は、制度上は事業管理者に権限が移譲されるものの、他の例では病院への権限移譲が進まず、迅速で柔軟な経営が実現できていない。公営企業であることの制約が状況悪化の原因の多くを占めており、全部適用への移行では当院の課題解決は困難であると考える。 ○地方独立行政法人は、現状より経営権限と責任の所在が明確となり、迅速かつ柔軟に運営することが可能になる。職員は公務員の身分を離れるものの、新法人に移行することとなり、指定管理者制度と比べると雇用環境の変化は小さい。 ○しかし地方独立行政法人は、現行の経営幹部や事務職員を中心に経営されることになるため、職員の確保・育成や新しい給与体系の整備、薬品・材料費や委託費などのコスト削減などの成果発揮に時間を要する、施設・設備を法人が保有するため、新法人が財政的に自立しなければ医療機器の更新や将来の建て替えが不可能になる、などの問題もある。市民病院の機能低下、経営悪化は深刻であり時間的猶予は少ない。 ○指定管理者制度は、基本協定により政策医療の維持・提供を確保しながら、病院経営の専門家がその手法を活かして新しい給与体系の整備、薬品・材料費や委託費などのコスト削減などを進めることができ、公共性を担保しながら経営の効率化を実現することができる。 ○しかし指定管理者制度については、部会検討の時点では具体的な候補法人や実績が不明であり、委員から指摘された政策医療の確保や地域との機能分担・連携、京都府立医科大学の医師確保への協力、経営破綻や撤退の懸念などについて判断することはできない。 また、現在の職員がいったん退職する必要があるなど、雇用環境の変化

	も大きい。 ★ 現段階では地方独立行政法人、指定管理者制度のいずれが市民病院の課題解決に優れているかの判断は困難であり、明石市に次の取組みを提案します。 ★ 指定管理者制度について部会で不安を指摘された以下の点を、出来るだけ早急に確認して、適切な受託者が指定できる見込みが立つなど、不安要素が解決された場合は指定管理者制度を選択されることを提案します。不安要素が解決されない場合は地方独立行政法人に移行することを提案します。 １）政策医療の提供 ２）地域医療機関との機能分担と連携 ３）医師の確保、京都府立医科大学との連携 ４）経営破綻の可能性（財務的状況）